

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 17 回 総 務 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成21年1月26日（月曜日）	開会1時31分	閉会17時03分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	本間、三上、窪之内、関藤、大谷、井上	事務局	中嶋事務局長
	議長、委員外議員～清水		田湯次長
欠席委員	なし		寿崎主任主事
説明員	別紙のとおり		
議 件	別紙のとおり		
議 事 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保を図るための新しい仕組みづくりに 関する提言と今後の進め方について		
	(2) 図書館まちなか移転について		
	(3) 小学校女子児童自殺事件に係る損害賠償請求事件について		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
	上記記載のとおり相違ない。 総務文教常任委員長 本 間 保 昭 ㊞		

平成21年1月23日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘
滝川市教育委員会委員長 若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成21年1月19日付け滝議第161号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	高 橋 賢 司
総務部総務課防災危機対策室長	天 野 健 悦
総務部総務課防災危機対策室主査	橋 本 正 明

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小 田 真 人
教育部長	高 橋 一 昭
教育部指導参事	早 瀬 公 平
教育部学校教育課長	吉 川 修
教育部学校教育課副主幹	杉 原 慶 紀
教育部学校教育課主査	黒 川 靖 子
教育部社会教育課長	河 野 敏 昭
教育部社会教育課図書館長・美術自然史館長	松 本 和 憲
教育部社会教育課図書館副館長	中 寺 静 江

(総務部総務課総務グループ)

第 17 回 総務文教常任委員会

H21. 1. 26 (月) 午後 1 時 30 分
第三委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1 所管からの報告について

《総 務 部》

- (1) 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保を図るための
新しい仕組みづくりに関する提言と今後の進め方について (資 料) 総 務 課

《教 育 部》

- (2) 図書館まちなか移転について (資 料) 図 書 館
(3) 小学校女子児童自殺事件に係る損害賠償請求事件について (資 料) 学校教育課

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

開 会 13:31

委員動静報告

副委員長

副委員長遅刻。議長出席。委員外議員～清水。空知新聞社、北海道新聞の傍聴を許可。

1 所管からの報告事項について

(1) 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保を図るための新しい仕組みづくりに関する提言と今後の進め方について

橋本主査
委員長
窪之内

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① 実務経験が豊富な第三者による審査会というのは、どのくらいの規模でこういった人材の会なのか。実務というのは何の実務なのかも含めて答弁願う。
② 職員からの報告が基本だが、市民から市長へ手紙などで訴えられた中にそういったものがあれば取り上げるといような報告もあった。ごみ屋敷のような社会的相当性逸脱行為を問題としたときに、直接市民がそういうことのできる制度というのはなかった。こういった制度に対する考え方とこれにより何がどういうふうに責務として果たさなければならなくなるのか伺う。また法令に違反していれば罰則があると思うが、行為等に対する是正や改善に対してはどのように考えているのか伺う。

橋本主査

① 5に公正な職務の執行の確保のための体制とあるが、ここでは審査会の設置目的や事務、委員の関係について記載している。委員については任期2年、3名になっていただきたいと考えており、学識経験というのは法に詳しい方などで最低1名は弁護士にお願いをしたいと考えている。

② 不当要求についてだが、組織に対し不当要求を受けたものについて対応するという流れになっている。

天野室長

② 公益目的通報については、職員や行政の不正、職員が社会的相当性逸脱行為をやっているのではないかとことを通報するものである。簡単に言えば内部告発制度ということである。是正措置については文書をもって行うこととするが、罰則等の規定は設けていない。ただ不当要求行為や公益目的通報により通報され、他の法律に当てはまるときは当然それに基づく罰則ということになる。

窪之内

① この条例は職員の内部告発という範囲におさめられるということなのか。職員の対応というのは市民がよく見ているものだが、市民がそういう感情を抱いた場合、この職員の公正な職務の執行ということとは別に考えなければならないものなのか。内部告発だけでなく、職員のそういった態度について外部告発ができるようなものも含めていかなければならないのではないかと思います。その辺の考え方がよくわからないので伺う。

② 罰則は考えていないが、中には懲罰規定等により処分を受けることがあると理解してよいのか。

天野室長

① この条例においては外部告発の想定はしていないが、企画課のほうで行っている市民の声や市民ニーズから出てくることがあるだろうと思っている。今までも提言はがきやメール等で意見が来ていることから、もしそういう中に職

	員の不正行為的なものがあるときには、こちらで対処をして運営していきたいと思っている。 ② 仮に職員が不正行為等をしている場合、この条例の罰則はないが、懲戒審査職員会議を開催して処分の検討をしたいと考えている。
窪之内	内部告発する側をどう守るかという問題が出てくる。条例の中で匿名など告発しやすい環境や告発者を守るという点においては、どのように考えられているのか伺う。
橋本主査	(2)公益目的通報の不利益取扱いの禁止等という部分で、公益目的通報をしたことを理由に通報者に対していかなる不利益な取り扱いもしてはならないとなっている。原則通報においては事務局を通らずに審査会に直接通報するものなので、匿名であっても明らかな事実があれば受け付けるし、氏名等を報告しても第三者委員会の中でおさめておく。何かの形で表に出たとしても不利益な取り扱いをしてはならないときちんと明記している。
天野室長	事務局の防災対策室が間に入るとその職員はだれが通報したかわかることになる。市民会議の中ではそれについては手法によるだろうという意見が出た。例えば事務局に目安箱を置いてそこに入っているものを絶対に封を開けずに委員に届けたり、委員の氏名等は当然公表されているのでそこへ郵送するという形にすることもできる。審査会を開催するときには、名前を出さない形で進めてもらうなどあくまでもだれが通報したのかわからないような仕組みにしたいと考えている。
委員長 井上	他に質疑はあるか。 世の中が非常に住みづらい仕組みになってきている。例えば介護タクシーの問題でも指摘をしたが、公益よりも私益を守るようになってきている。個人情報保護法によりすべての情報をストップさせたから今回のような大きな事件となった。個人情報保護法と今回のことは関連があるような気がする。その辺はクリアできているのか。
天野室長	申しわけないが、井上委員の質疑で個人情報保護法との関連という部分が理解できない。どのような関連と考えればよいのか。
委員長	質疑を整理する。特に個人情報保護法と関連を特定できるものはないが、もし関連があるのであればそれを説明願いたいということによいか。
井上	個人情報保護法と何か関連はあるのか。その点だけ伺う。
天野室長	個人情報保護法と今回の条例とは関連ない。
委員長	他に質疑はあるか。
清水委員外議員	① こういう制度がなくても常に不当要求や特定の職員が利益を得るような実態を共産党市議団は告発をしてきたが、時効ということで調査をしてもらえないことがこの二、三年であった。時効についてどのような考えを持っているのか。 ② あの人はこうだったと元職員が告発された場合、それは対象となるのか。 ③ 公正職務審査会の所掌事務は①から④まであり、①と②は不当要求や特定要求、③は公益目的通報について書かれている。例えば職員に対する市民の不満の極端なものとして、酔って市民に迷惑をかけたとか、市民がある事実を知りたいということをお願いしたが、それについては教えてくれなかったというようなことがある。そういう地方公務員法からして問題があるのではないかとと思われる行為についてどう扱うのかがよくわからないので、確認をしたい。

④ 通報者に対する結果報告だが、市民と同レベルの対応とするのか、それとも通報者に対してここまで対応したという報告をするのか。その辺の対応について説明願う。

⑤ 通報例については抽象的な話ではなく、具体例を示すべきだと思う。例えば田村市長が助役時代に公営住宅のそばに置いてあった外車が壊れ、その修理費を片倉に要求されたというようなことは完全に不当要求だと思う。必ずしも過去にあった例でなくても、今後条例を審議していく場合に具体例を示していかないとイメージがわからないと思う。当然それにちょうど合った法律があれば行政は動くだろうし、適当な法律がない場合はこうするというようなものがないとだめであり、屋上屋を架すようなことであってはならないと思う。逆に地方公務員法に基づく懲戒審査職員会議がありながら開催しなかったということになってもどうなのかと思う。新しいものをつくる中で多くの矛盾が見えるので、その辺の整理を具体的事例でやっていかないとわかりづらいと思うが、いかがか。

委員長

具体的事例については切りがない。この委員会の中でそれを詰めていくものではないと思うし、逆に中途半端なものを示すと非常に偏ると思う。

清水委員外議員
橋本主査

私は必要だと思って聞いている。

② 基本的には公益目的なので、組織の中で現在も問題が残っているということであれば元職員の方の部分も出てくると思うが、その元職員がどうというよりはその事象を直さなければならないということだと思う。

③ この条例はあくまでも内部通報関係である。市民からの通報については、市民の声の制度において対応することもあれば直接言ってくるものを受け付けるということもあると思う。市民の方が第三者委員会へ通報するのはなじまないという考えである。

天野室長

① この条例では時効について特に触れていない。ただ商法、刑法等いろいろ関係するものもあると思うが、それによって時効となったものについては扱わないことになると思う。

④ 市民へは概要を公表することになる。通報においては相当具体的な中身がないと調査しないという柱があるので、通報自体に固有名詞等が出てくると思われるが、それは公表の概要には入れない。通報者に対しては通報者が知り得ている固有名詞等までは含めてこういう調査をしてこういう是正をしたということを報告するようになると思う。もし調査の中で通報者が知り得ない情報が出てきたときには、そこを出さないような形での報告になると思う。

⑤ 具体例については意見として聞いておく。

清水委員外議員

① 時効については他の法律においてという話だが、民法にしても刑法にしても罰則があるので時効がある。道義的なものについてはどのように考えるのか。例えば事実がありながら時効だから調査をしないというのはおかしい。別に罰則があるわけでもなく、せっかくこういう制度において普通の法律だけでは足りない部分を横断的、縦断的にやろうとしているのだから、そういうところこそカバーするような条例でなければならないと思う。ただそういう条例が法律に違反するかどうか法律の専門家の意見も必要になると思うが、ぜひそういう検討もしていただきたいと思う。道義的なものにおける時効を伺う。

② 今から7年くらい前にSさんが市民生活部のある課に行き、名簿を無理やりコピーして起訴されたと思う。たまたま去年そういう不当要求があったこと

について総務部長などに聞いても答える立場にないと言って教えてもくれなかった。過去の不当要求について簡単な情報も持っていない、教えもしない、市民に伝えもしないということが最近まであったのに、条例ができたからといって本当に屋上屋を架さないような、本当に必要な、本当に足りないところを補うようなものができるとは思えない。今度できる条例はこういうことを市民の皆さんができるようになるということを示す上で具体例が必要ではないかという意味で言った。これについては検討願いたい。

天野室長

② これは不当要求行為と公益目的通報についての条例だが、それをさらに特定要求行為という大きなくくりで考えている。かつて不当要求対策要綱というものがあつたが、不当要求ということに対する認識の違いがあり、把握し切れないということがあつた。今回は特定要求行為ということで特定個人、特定団体に対して便宜を図るようなことがあつたときに不当要求まではなっていないけれども報告してもらおうという考え方で運営したいと思っている。それをもとに1年に1回、不当要求行為や公益通報等の概要について一般市民に公開するという考え方でいる。そういう事例等はあればあるだけたまるし、それはいつでも検索できるということである。

高橋総務部長

② Sさんの話だが、もちろんそういうことがあつたのは承知をしているが、Sさんはこういうことがあつた人物だと犯歴のようなことを調べ上げて話をすることはいかなものだろうか。例えば今回の事件に関してもそうだが、警察に対して犯歴を照会してもそれは個人情報として教えてもらえないので、そういうことも含めて答えるのは難しいという判断である。具体的に私のことが出たので補足させていただいた。

清水委員外議員

去年のそういったことが新しい条例で扱われるのかどうかということである。具体的に言うとS氏がある人の生活保護申請を手伝い申請書を提出したが、申請者の意思に反してそのS氏がそれを取り下げた。それが不当要求になるのではないかということである。申請者の意思に反して取り下げることは不当要求に当たらないというのが当時の保健福祉部長や総務部長の見解だった。私は今でもおかしいと思っている。彼が常習犯だということを認識するための情報については新聞でしか知り得ていない。被害を受けた当事者から新聞より詳しい情報について相談を受けたので、私が聞いて、私が相談者に話すということが必要であり、そのときは切実な問題だったのにそれを門前払いされた。今度の条例ではそういうことをきちんと扱ってもらえるのか考えを伺いたい。

委員長

論点が違う。清水議員は当時の責任について述べられているが、この仕組みの中のこういうところが問題なのではないかという指摘をするほうが正しい質疑だと思う。

清水委員外議員
委員長

余り具体的なものになってもまずいと思い今のような聞き方をした。5ページに特定要求行為に対する対策の流れが載っているが、この流れの中で清水議員が言っている事件が解決しないという問題点が存在するのかどうか論点になるのではないかと思う。過去の件についてあれはどうか、あれは当てはまるのかということであれば山ほどあると思う。それらを具体的に取り上げていくのではなくて、整理しながら質疑するべきではないか。

清水委員外議員
委員長

質疑していいのか、わるいのか。
質疑はしていいが、論点を整理してほしい。今までは自分たちの判断でやってしたが、これからは第三者にゆだねる部分がつくられるので、これでは不十分

なのではないかという中身が含まれた質疑となってくると思う。先ほどの質疑は具体的事例に特化し過ぎた質疑になっている。

清水委員外議員 委員長の認める範囲の答弁でよい。ここで言われている特定要求行為に先ほどの例が当てはまるという考えでつくられているかどうかと大事だと思っている。この条例は先ほどの事例について取り扱われるものと考えられるかどうかを伺う。概括的な意見でいいので伺う。

天野室長 不当要求行為に対する考え方だが、行政権限を持った者が特定の団体、個人からよくても悪くても要求を受けるという行為が不当要求行為である。したがってAという人がBという人に対しておどしをかけるというようなことは民事、刑事の取り扱いになるので、この条例には該当しない。7年前の件についてだが、行政として出せない情報のコピーをおどしを入れて取ったことについては不当要求である。

委 員 長 他に質疑はあるか。(なし)では私から質疑する。
今言われたようなことも一括して引き受けて判断をすることになると思う。それを入り口の対策会議において判断し過ぎると上手な運用ができないと思うが、いかがか。

天野室長 再度質疑の内容を確認させていただきたい。
委 員 長 市民からの通報についても受け付けて該当するのかどうかを取り扱うということにしないとだめなのではないか。入り口で選別をし過ぎることにはならないのではないか。

天野室長 行政のかかわる部分は取り扱う。私が先ほど言ったのは、AがBに対してという個人レベルの部分についてであり、警察に行き、相談して刑事事件になるのかどうかという部分までは想定していないということである。行政に対する市民からの通報等については、企画課との連携の中で取り上げることもあり得るということである。

委 員 長 (1)については報告済みとする。若干休憩する。
休 憩 14:25
再 開 14:26

委 員 長 再開する。(2)について説明願う。
(2) 図書館まちなか移転について

河野課長 (別紙資料に基づき説明する。)

松本館長 (別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内 ① 子ども図書館の特色を持たせたものを市役所2階に考えているということだが、子ども図書館で果たせない機能についてはどこかに分館を置くことを考えているのか。江部乙支所などいろいろなところに図書館があるが、既存以外で中規模程度のものを考えているのか伺う。
② 市役所だとワンフロアの図書館になるが、オープンフロアではなく読み聞かせの場所などは区切ることになると思う。庁舎内にはいろいろな音があり、気になると思うが、防音対策について伺う。
③ 移転場所としていろいろと考えた結果、スマイルビルなどほかのところでは地権者の問題もあることから移転できないということで市役所の2階となったが、ここでも反対意見が結構あったと思う。そうした反対意見に対してはどのように考えたのか。

④ バックヤードの問題、蔵書の問題、現図書館の跡地の問題、休日や祝日開館による1階ロビーの有効活用と同時に開館することによる光熱水費、その他の経費増など課題が残されている。市民ニーズにおいては果たせると思うが、開館することによる経費をどう考えているのか伺う。

河野課長

① 子ども図書館に特化して果たせない機能があるのではないかという点についてはそのとおりだと思う。すべて満遍なくある中央図書館のようなつくりはなかなかできないので、特色ある図書館の方向へ向かうと思う。例えば江部乙支所図書コーナーには今も置いてはいるが、農業書の基本文献を充実させたり、國學院短大の図書館では地方史、文学の基本文献が相当ある。専門書については國學院短大を利用していただき、公民館の図書コーナーは地域文庫ということで皆さんが利用でき、図書館で用意しなくても家にある本を持ち寄りいろいろな方が借りられるという形のものを想定したいと考えている。各種各様のあり方の中で市役所図書館の機能を高めることを考えていきたいと思う。

② 市役所の中では音がうるさいのではないかという意見もある。新十津川町の図書館などを見ていただければわかると思うが、勉強コーナーのためにガラスで仕切っているところがある。できればそのようなコーナーを設置して静かな空間を持ちたいと思う。ただ現在図書館の方向というのは、まちなか図書館的なもので、多少音があっても楽しめる図書館に向かっている。本屋に行ってもうるさいから困るということはないと思うので、その辺のすみ分けや設計についてはきちんと検討したいと思っている。

松本館長

② 市役所の2階をすべてオープンで使う気はない。当然入口は1カ所にして間仕切りをしたいと思っている。子供が騒いでも大丈夫な場所というものも必要になると思うので、ドアをつけて読み聞かせのスペースをつくりたいと考えている。防音対策というものは特にならないが、防火上アトリウム部分を遮ることができないので、1階の音が2階で聞こえることはある。

③ 市役所への移転に反対という意見もある。市役所そのものがやはり入りづらいと思われている方が多いと思う。市役所は市民の財産であり、活用されるものだと思うので特に閉庁日等に開館し、そういった敷居を低くして利用を図っていききたいと考えている。

④ 経費については、図書館が移転した場合に幾らかかるのか総務課で積算した。年間約600万円程度と考えており、現在の図書館では700万円程度かかっている。今よりは抑えられた額で運営ができると考えている。

窪之内

① 700万円というのは除雪費なども含めたもので、市役所に移転した場合は図書館の経費として落とさなくても済むと思う。ただそういうランニングコストのほかに閉庁日に開けることにより経費がかかりプラス部分が出てくると思われる。それでも図書館を開けることによりいろいろな市民サービスが充実できるということだと思う。プラスになる部分の費用がどのくらいかかるかわかっていれば教えていただきたい。

② 今ある図書コーナーは利用するが、新たな形の分館的なものを設けるものではないと理解した。今はインターネットの時代なので、当然新図書館では当初から北海道立図書館や国会図書館とつながるようなシステムを導入して、いろいろな情報や検索等を得られるようになると思う。そういったものが導入されることで表面状は子ども図書館という機能を持つが、そういった機能も兼ね備えた図書館ととらえていいか。

松本館長

① 経費 600 万円の積算内容についてだが、閉庁日に開館する部分の経費を見込んで計上した。燃料費については 11 月から 4 月までの閉庁日に開館する日数で見込んでおり、電気料については庁舎でかかる電力料を参考にしている。上下水道料金については利用者の見込みを立てているのでそれらを見ながら積算しており、委託に関しては除雪費として閉庁日の除雪を想定して経費を見ている。それ以外の電話料、ごみ処理手数料、コピー代など細かい部分もあるが、現図書館の数字を移行してこの程度かかるだろうという中で積算をした。

河野課長

② 情報図書館も大きな特色にしたいと思っており、いい環境を整えた魅力ある図書館づくりを行いたいと考えている。ピンからキリまであるが、今はデジタル化時代であり、浦安市では情報収集に 1 億円をかけて図書館にシステムを入れている。それはビジネス支援、自己判断型ということで図書費、情報費を払って整えている。新図書館においてどの程度整えられるかはこれからの検討になるが、いい情報は相当お金がかかる。例えば朝日新聞社のデジタル情報のネットに入ると年間 20 万円くらいの経費がかかったり、日本経済新聞社や国立国会図書館などももちろんかかってくる。最近では国を挙げて情報化をやっているので、国立情報学研究所では学術情報がほとんど手に入るようになっているが、いい情報はすべて経費がかかるため市民要望等のバランスを見ながらやりたいと思う。オープンしてすぐにいい情報図書館になるというよりは発展させたものにしていきたい。図書館をつくりながら皆さんが求める情報というのは何かということをよく図りながら情報拠点としての機能を高めていきたいと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。

清水委員外議員

① 交付金等の概要について伺う。市役所や高林デパートの場合、補助率や起債が何年償還になるのか。

② コンパクトシティやこれから高齢化が進むということからもバスで行けないところは公共施設として不適切だと思う。そういう点では温水プールも既にまな板に上がっており、いろいろな施設が該当になると思われる。図書館移転でバス利用者がどのくらいふえるのかは大事なことだと思うし、にぎわいがふえるのはわかるが、車の方よりもバスで来る方がふえることが非常に評価できることである。そういうような観点で計画されているのか伺う。

③ セキュリティー対策について余りイメージができない。1 階から入りエレベーターで上がるようにすると思うが、2 階でストップすると思う。もし電気系統が故障したら 3 階、4 階まで行ってしまうので、セキュリティーが侵されることになる。また階段は全く使わないようにして、2 階から 3 階に上がる場所に扉をつけたりするのか。1 階は市民課があり、特に個人情報の宝庫である。通路のある市民課や福祉課についてはどうするのかなど具体的なイメージを説明願う。

松本館長

③ 庁舎は 5 時過ぎまでは通常どおりどのフロアでも行けるが、閉庁時の 5 時半以降は仕切らなければならないと考えている。閉庁日も同じだが、エレベーターについては障がい者用を 1 階と 2 階のみ運行して、エレベーターとらせん階段の利用が主なものになると思う。階段室についてはすべてかぎをかけ、事務所のほうからはサムターンで出られるようにするが、階段室からは事務所に入れないような形で対応したいと思う。1 階については福祉課の入口と市民課、会計課の通路の部分に間仕切りを設けてセキュリティー管理をしたいと考えて

おり、庁舎の閉庁、開庁に伴いセキュリティー管理の作業が出てくる。2階についてはらせん階段側を入り口として考えており、図書館の東西の階段については職員しか出入りできないようにしていきたいと思っている。職員にはいろいろと周知、徹底をしなければならないが、セキュリティーについてはおおむねこのような形で果たせるのではないかなと思う。

② バス利用についてだが、平成19年に図書館アンケートを行った。バスや自転車を利用される方もいるが、やはりほとんどの方が車で来られるようである。将来的に高齢化が進む中ではバス利用も考えられるが、今の段階ではバス利用増ということではなく、あくまでも車利用が多いという状況でとらえている。

① 街なかの公営住宅が基幹事業であり、図書館や賑わい再生ロード事業が提案事業である。起債等について最終的に何が対象になるのか確認していないが、今後そういう部分を整理していかなければならないと思っている。

清水委員外議員

① 質疑の意味が伝わっていなかったようである。今の新町は車で行くしかないところである。今までは偏った場所にあったが、それが今度はバスで来れるようになり、来れなかった方が来れるようになる。バスの利用者がどのくらいふえるのかということは中央バスとの問題もあり、そこを示していくことでそれをカードとして出していけるので、その見通しを持っておく必要がある。そういう意味から質疑をした。どのくらい利用者がふえると考えているのか。

② 交付金の補助には改修以外にも備品などいろいろと対象物があるが、そのうちどこまで対象となるのか。それらを含めた補助率の質疑をした。

委員長

交付金の対象事業についての金額は載っているの、その補助率を答弁願う。

松本館長

② 補助率は対象事業の40%と聞いている。

高橋教育部長

① アンケートを回収した結果、車を利用している方が多かったということである。今度は街なかに図書館が来るということで、車を利用していない方にも図書館に来てほしいという思いは持っている。具体的にバス利用をしている方の数字についてはつかんでいないが、全体の利用者数においては示させていただいた。中央バスや公共交通機関の関係について話をさせていただく中では、この図書館についても一緒に議論させていただきたいと思っている。

清水委員外議員

商店街の皆さんにとっては、できるだけ商店街の中へ人を呼び込みたいという要望が高いと思う。そういう理解も得ながら進めることが必要なわけで、いずれ設計委託について議会に出されると思うが、それまで商店街だけでなくコンパクトシティのために中心街のいろいろな機能を維持させていくことが必要である。意見を聞いたり、周知をしたり、そういう中で最後の選択をしていくことが必要だと思う。また残った図書館をどうしようとしているのか。啓南団地の隣にアパートが建ち、市の土地を売ってお金にしたいという気持ちはわかるが、余りにも景観的にやってしまったという感じがする。それをどんどん分譲で売るといいうことになれば、中島町で残っている部分はますます売れなくなる。中心部に移転すると同時に周辺の土地をどのようにコンパクトシティと矛盾しないように取り扱っていくかということを考えなければならない。図書館問題だけではなくコンパクトシティという大きな問題として検討していく場を持ってほしいと思う。答弁は要らない。

松本館長

商店街との連携についてだが、今年度から商店街連合会等と図書館との連携をどういう形にしたらいのかを協議させていただきたいと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。

井 上 ① 図書館が滝川市を変えるということで、夢のある話である。先ほどの話では4万人が来ていたものを1.5倍にするということだが、6万人強となると市役所が持つ機能というのが大事になる。駐車場なども含めていろいろなことが変わらと思うが、どのように考えているのか。

松本館長 ② 交付金の対象額が1億 8,400 万円、全体が2億 2,000 万円、設計委託が4,500 万円となっている。2億2,000 万円に対して4,500 万円とは高いと思う。図書館の設計には別な何かがあるのか具体的なことを説明願いたい。

河野課長 ② 4,500 万円の中身だが、設計委託と新図書館でのデータベース化の費用、課が2階以外へ移動する改修を含めた平成22年度事業費を4,500 万円と計上した。

井 上 ① 駐車場の関係は大きな課題だと思う。平成19年に図書館の市役所移転についてアンケートを行ったが、その中で駐車場の確保は大丈夫なのかということが問われた。図書館の主な利用者は土曜、日曜が中心であり、車で利用される方が圧倒的に多いが、私どもとしては市立病院が新しくなり、新たに駐車場が整備されるし、現在のところは土曜、日曜は閉庁しているので、図書館を目的に来られる方が駐車場のほとんどを使っていただけるので、そういったところで何とかしのぎたいという気持ちである。ただすべてを解決できるのかということになると、そこまで詰めた調査をしているわけではないので、課題は残ると思う。清水議員も言われたとおり公共交通機関についてもよく呼びかけをして、そういうものを利用した賢い施設の利用の仕方というものを市民の皆さんとともに課題を投げかけながらクリアしていきたいと考えている。

委 員 長 4,500 万円というのがわからない。概算費用で2億 2,100 万円であり、設計委託に改修費用が含まれているというのもおかしいと思う。そのあたりをもう一度説明願いたい。

井 上 そのことについてはこの資料に書いてある。

松本館長 でもきちんと説明してほしい。トータルは2億 2,100 万円でもいいのか。企画書の8ページに全体経費2億 2,100 万円と記載しており、その内訳も記載している。4,500 万円というのは総務課の700 万円、設計委託等の600 万円、データベース化の3,000 万円、向上調査200 万円というものの内容である。交付金対象事業だが、8ページで示すならば、図書館改修費の4,000 万円、増設部分1,700 万円、図書館に必要なカウンターなどの固定するものについては対象となる。また設計委託、工事管理、データベース、システムの導入についても対象になるとの確認をとった。

委 員 長 他に質疑はあるか。

大 谷 現図書館の再利用についてはどのように考えているのか。

松本館長 耐震診断の結果、数値は0.36と真ん中くらいのランクである。耐震補強が必要だが、その補強をした場合、今の1階に耐震壁ができて図書館としては使えない。図書館が移転するとなると、12万冊ある図書のうち8万冊を持ってきたいと思っており、残った図書を除籍するというのは財産なのでもったいないということから何とか維持していきたいと思っている。また図書館事業である学校との連携において貸し出し文庫として多くの本を学校に置いてあるが、こういう作業スペースを市役所では確保できないということから、作業や準備のスペース、書庫として現図書館を再利用していきたいと考えている。

大 谷 今のところ売却して何か別の建物が建つという心配はないと考えていいの

か。

松本館長

そのようなことはない。今文化センターが建っているが、あそこを中途半端な形で解体してもどうにもならないので、なるべく活用できるものは活用していきたいと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) なければ私から伺う。

① 移転場所について一般質問をした。このように案を練っていく前に移転場所の確定に対する考え方を示されることが必要だと思っていた。移転場所に対していろいろなメリット、デメリットをしっかりと整理した上で皆さんに報告すべきではないかとも申し上げたが、そのように伝わっていなかったのかもしれない。そうしたことがなされずに大分時間があいてから詰められた内容のものが出てきたことが残念である。議論をしないままここまで示されたという気がする。これまでどのようにやっていたのか。

② 高林デパート、スマイルビルなどいろいろある中での結論だと言われていたが、図書館としての利便性や機能性だけではなく、そのほかに及ぼす影響、現状なども十分考えて公共施設の配置をするべきなのではないかと思う。確かにいろいろと比較検討して示された表の中身についてはわかる。ただ多少デメリットはあるが、将来にとってこういったことがいいというような大局的な判断が必要だと思っており、教育委員会だけではその議論はできないと思う。この決定に至るプロセスはどのようになっていたのか。だれとだれの枠組みの中で方向づけがされていったのか伺う。今後長いスパンでまちづくりにおいて大きな影響を及ぼす大事な選択だと思っている。確かに移転しやすいのは市役所だが、本当にそれでいいと思っているのか。権利関係などは時期が過ぎるとまた変わってくるものであり、高林デパートやスマイルビル、名店ビルがポイントとなると思う。再度まちづくりを盛り上げるためには図書館が大きな武器になるとも考えられ、人の来やすい場所に移転すると帯広のように10倍の利用者数になるとも言われている。集客の部分も含めて考えなければならないときにその大局的な判断はどのような体制で行われたのか伺う。

河野課長

① 移転については市のスタッフ等の内部協議をスタートとしている。教育委員会だけではなく元気タウンや建築の担当も含め、ノウハウを集めてやっていこうということで図書館整備準備委員会、リープ21でこういう企画書の成案に向けて議論をしたところである。基本的な考え方をリープ21の中でまとめてそれを教育委員会や社会教育審議会に諮り、市民には1,000件の標本でアンケートを行った。市長部局等との議論も持ち、そういう中で今回のような企画案を立ち上げてきたという経過がある。

② 公共施設の配置を考える場合、当然将来を見据えてあり方を考える。特にこれから持つべき図書館の機能についてはまちづくりの拠点として図書館がリンクすることに図書館の命があると思っている。地域との考え方については地域を支えるという部分でまちづくりのセンターが図書館とマッチングするというのは有意義な方向だと考え、そういう中で今回の経過報告をさせていただいた。

委員長

今物すごくいろいろなことが動いている。中心市街地活性化基本計画作成当時、移転先を市役所ということで確定しなければ計画が通せないということがあったが、その際には計画の見直しということを確認した上でのことだった。その時点では確定するほどのコンセンサスを得るような作業はしていなかったと思

う。例えば民間の話なのでどうなるかわからないが、高林デパートや名店ビルについては再開発の話があったり、スマイルビルについてはかなりの苦境に陥っており、いつの時点になるかわからないが空いてしまう可能性がある。市で所有しているたきかわホールやく・る・るもあるが、そういうところに対する影響も大きい。そうしたときには図書館というのは大きな武器になると思われ、このまま進めるとどこかで取り返しのつかないことになるのではないかと自分なりに思うところがある。市長は自分だけの判断ではないと言われていたが、政治的判断も含めて相当慎重に行う必要があると思う。デメリットとしてとらえるだけではなくて、課題としてとらえてメリットを抽出した上で考えることが必要だと思うが、考えを伺う。

教 育 長

移転先の候補地の選定についてはこれまで市長部局も含めた中で進め、こういった企画書を出させていただいた。この先フォーラム等も実施しながら皆さん方の意見を聞いて最終的に決定をしたいと思っている。フリーハンドで皆さん方に示すのではなくて、市としての考え方を整理をさせていただいた企画書である。ただ維持費や移転にかかる費用問題が単年度で回収できないものになってしまうリスクは私どもは避けたいという思いはあるので、今後とも図書館移転については中心市街地活性化法の指定を受けてやる事業だという意味を十分に考えてやらなければならないと思っている。

(2)については報告済みとする。16時まで休憩する。

休 憩 15:51

再 開 16:02

委 員 長

再開する。(3)について説明願う。

(3) 小学校女子児童自殺事件に係る損害賠償請求事件について

吉川課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。他に質疑はあるか。

井 上

市で入っている保険の名前を教えてください。

吉川課長

全国市長会が各自治体に呼びかけて加入をしているものであり、全国市長会学校災害賠償補償保険である。

委 員 長

他に質疑はあるか。

窪 之 内

① 仮に金額が決まった場合、道との負担がどうなるのか打ち合わせをしているのか。

② 全国市長会の保険なので市は入っているが、道はこういった保険に入っているのか。

③ 答弁書を作成するに当たり、原告の主張と教育委員会で押さえているものとの突き合わせをしていると思うが、そういうことをやらないと基本的姿勢は示されないものなのか。教育委員会として争う姿勢を持っているのか、それとも争うかどうかよりも、突き合わせをしないと幾つかの争点についてその余地があるのかどうかはまだはっきりしていないという段階なのか。

吉川課長

① 負担に関する道との話し合いについてだが、道の見解では裁判所から市が何%、道が何%という判決は出ないとのことだった。最近の判例を調べたところ、平成20年に横浜市における国家賠償法で市と県のどちらが負担するかということで争っており、判決では設置者負担主義ということで市が全額を払うと確定している。そういう情報もあるので、その判例が今後も続くものなのか、審議によってはそうでない部分もあるのかどうかも含め弁護士とよく話し合っ

ていかなければならないと思っている。

② このような賠償保険に加入しているとのことだった。

③ 争う姿勢云々について明確な方針は立てていない。最終的にまとめた18.12.5のいじめ調査報告書の中身と照らし合わせてみる。市ではここはこういう整理をして、こういう根拠であるというものを持っているので、それを争点にするかどうかはきちんと分析をして弁護士の意見を聞きながら決めていきたいと思う。論点的な整理はある程度進めているところである。

窪之内

① 市の報告書もいじめによる自殺という結果を出している。いじめだと認めた上での争点に入ると理解してよいか。

② 請求の趣旨を見るとバレンタインデーの件については初めて知ったことであり、これまで聞いていなかった部分である。多分当時わかっていた事実についてはすべて議会側に示されていたと思うが、教育委員会でもこういった経過の中で初めて知った事実というものがあるのか。

吉川課長

① 最終報告書では内容を示し、一つ一つの積み重ねが子供に大きな傷を負わせてしまったのは事実だときちんと述べているので、そういう点ではいじめがあったという認識で進めていく。ただ道教委では、積極的な暴力などはなかったと述べているし、学校の組織体制、校長や担任が行った指導に過失部分があると示しているが、それが大きなものであったかどうかについてはもう少し報告書の中でも見ていかなければならないという考え方を示している。基本の立場はいじめがあったととらえているので、それに沿って進んでいくと思っている。

② 経緯についての詳細ということではなく、当時報告書をつくった際に子供たちの聞き取りから得た資料編も作成している。その中で詳細には書かれていなかったと思うが、バレンタインデーのやりとりがあったというのは私たちも押さえている。子供対子供が何を言って何を聞いたかという細かなことについてはまだ疑問の残るところもあるが、やりとりがあったことについては間違いない。

窪之内

元担任から聞いているかどうか分からないが、児童は朝早く登校して元担任と色々な話をしており、その中でいじめのことも訴えていたということである。元担任が家庭的な問題があったのではないかと話したと書かれているように、そういった子供自身の悩みを担任が相談されていた可能性がないとは言えない。そのことは今まで1回も示されていないが、裁判になるとそういうことも含めて明らかにされてくるのかなと思う。原因がいじめということであればその家庭のことを持ち出してまで聞こうとも思わなかった。ただ争うことになると防止策においてそういうことも問題になると思われる。教育委員会は子供から相談されていた内容について担任から聞いているのか。またそういうことも争点となると考えられるのか伺う。

吉川課長

教育委員会として担任と児童との関係で押さえているのは、朝早く来て、読んでいる本の話をしたとか、昨日こういうことがあったと話をしたということである。朝早く来ていじめの事実を訴えていたということは押さえていない。報告書の中でも示しているとおり、児童は嫌われているみたいだと申し出ており、担任はその後指導したということを実際として押さえている。朝早く来ていたこととの関連については押さえていない。訴えの中身において原告が示しているものとこちらが押さえている事実を並べて、どう論点整理をするのかという

- 段階なので、それですぐに争うということではなく、分析をした上で判断をしていきたいと思う。今のところそういう状況である。
- 窪之内 いじめられたという相談の事実はなく、嫌われていることについて対応したと言われているが、その積み重ねがいじめだったという報告だったのではないかな。いじめの相談はなかったと言っていいのかな。
- 吉川課長 今申し上げたのは、朝早く来て担任との会話という視点での質疑だったので、担任はそういうことではなかったと話していたとの答弁である。実際に避けられるみたいだという訴えがあり、担任が事情を聞いて指導したという事実はあるので、報告書にも載せている。報告書に載せてある事実については争点ということではなく、原告側の言っていることと一致するところもある。
- 窪之内 朝早く来たことでなくてもいいが、家庭のことで担任が相談されたという事実は教育委員会ではつかんでいるのか。
- 吉川課長 当時の報告書をつくる段階での調査でも、担任は家庭訪問等は5年生のときから実施しておらず、家庭訪問する旨のお知らせをして、希望がなければしていないということも報告書には記載させていただいているので、そういう意味では家庭との接点は深くなかったのではないかととらえている。子供から家庭についての相談があったかどうかは今の時点では押さえていない。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 副委員長 訴状がなぜこの時期だったのか疑問に思うところがある。代理人の弁護士の方について調べていると思うが、何か情報としてあれば教えていただきたい。
- 吉川課長 道教委に行き打ち合わせをしたときもなぜという話になった。亡くなった後3年を直前にした訴えだったので、こういったものの時効が3年ということが背景にあるのではないかと道教委も感じているようである。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 清水委員外議員 ① 丸山弁護士は、市から片倉等に対する損害賠償請求裁判、住民訴訟、そしてこれが3つ目である。顧問弁護士が幾らでこれによりプラスされるようなことがあるのか。
- ② 平成18年12月5日の報告書で課題として挙げていた点があるが、それを追加整理して議会等に示す考えはあるのか。また当時修学旅行当日の見解の不一致がいろいろとあったと思う。そういったことについてその後事実として何かわかった点があるのか。
- ③ 当時の校長、教頭、担任、副担任は全員転勤している。当時先生が何人いて今は何人の先生が残っているのか。
- ④ 報告書以外は一切メモ類がないという学校現場の問題として非常に奇異な事件でもある。私はこれは事実ではないと思う。どう考えてもこんなことが事実であるわけがない。修学旅行においてもいろいろとトラブルがあったのにそれをメモも取らないような教師集団があったとすれば、それだけでも争う資格がないと思う。裁判に臨む上での資料という点では第一級の価値のあるものなので、争う以上これまであったトラブルや職員会議等の書類をきちんと確認して分析をしていく姿勢が必要だと思う。資料の確保についてどのように考えているのか伺う。
- 高橋教育部長 ① 弁護料の所管は総務課なので、確認をしたいと思う。顧問弁護料のほか、弁護費用をどうするのかについても総務課で所管している。これまでも受けている案件があり、それらがすべて整理がついているようではないと聞いている

ので、その関係とこの事件に関しても同じ扱いになると思われる。総務課から協議をしている最中だと聞いているが、改めて詳しい状況については確認したいと思う。

吉川課長

② 15 ページに遺族との認識の違いを示してあるが、これについては5 点ほどある。特に事故発生日病院での遺族と事務局のやりとり、修学旅行中のことが見解の違いとなっている。1 点目のやりとりについてはこの調査報告書をつくった後も記憶をたどったりもしたが、ここで述べている見解については変わらないので、特に進展はない。修学旅行の様子も何点かにわたって動きがあったが、これも当時の修学旅行団の教諭等から得た情報などをもとに新たにわかったこととして報告書に述べているものである。教育委員会としては特段これが争点になっていると受けとめていない。事実として何点か押さえていると申し上げておきたいと思う。

③ 当時の校長、教頭、担任、副担任は既に異動していないのは事実である。事故当時いた教諭は現在1 人残っている。

④ 資料は残っていない。毎日数度にわたって会議等を行い、その中で発言をしてある程度の方策をつくっていった。遺族からの求めがあり、どんな内容で議論したのかということだったので、私的な手帳等から確認して開催数などについて拾った。

高橋教育部長
清水委員外議員

① 先ほどの顧問弁護士の件だが、以前は9 万円だったが今は7 万円である。

① 事件後の会議等の記録やメモなどが無いのは、どう考えてもおかしい。教師の手元に残っているのではないか。そもそもそういった記録があるかどうか探したのか。

② 事故前にあったいろいろな問題は、職員会議に報告されていたのか。また平成17 年より以前、他の学校でも職員会議やそういった問題について対応した報告書について、文書やファイルなどで残されていないのか。江部乙小学校だけが特異なのか。

吉井課長

① 市教委としても、そういった記録が残っていれば出してほしいと話したが、ないということだったので、そのようにとらえている。

② 事故前、教師はそういったことを抱え込んでいたということだった。事故前の子供たちの動きを十分に共有していたかどうかについては、江部乙小学校の指導体制が整っていなかったのだと思う。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(3)については報告済みとする。

2 その他について

委員長

何かあるか。休憩する。

休 憩 16 : 53

再 開 17 : 02

委員長

再開する。

ほかに何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会は正副委員長に一任願う。

以上で第17 回総務文教常任委員会を閉会する。

閉 会 17 : 03